

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化に係る担当の配置

中心市街地の活性化を図るため、重点プロジェクト推進室を中心に、関係部局を総括し、取組を進めている。

表. 担当の配置状況

担当課	担当要員
政策企画部重点プロジェクト推進室	3人

(2) 庁内の連絡調整の会議等

横断的な庁内組織として「鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会」を設置し、議論を進めてきた。引き続き同委員会を中心に、中心市街地活性化に向けた事業の進行管理や課題の調整を図るものとする。

表. 鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会の構成

委員長	経済振興部次長
副委員長	商工観光課長
委員	重点プロジェクト推進室長，政策秘書課長，財政課長，市民活動支援課長，生活福祉課長，介護長寿課長，こども相談課長，農林水産課長，施設管理課長，都市計画課長，道路建設課長，社会教育課長，教育施設課長
関係職員	必要に応じて招集
事務局	重点プロジェクト推進室

表. 鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会の活動状況

平成 29 年 4 月 27 日	第 1 回鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会 ・調整委員会設置要綱について ・中心市街地活性化基本計画について ・宮中賑わい創出事業の取り組みについて ・基本計画の策定体制について 他
平成 29 年 6 月 29 日	第 2 回鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会 ・県内他都市の導入施策事例について ・導入施策（案）について ・検討委員会について ・まちづくり法人の設立について 他
平成 29 年 8 月 24 日	第 3 回鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会 ・中心市街地の位置及び区域の設定について ・中心市街地の現状と課題について ・中心市街地活性化の基本的な方針及び目標について ・まちづくり会社について 他
平成 29 年 10 月 24 日	第 4 回鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会 ・中心市街地活性化基本計画策定予定について

	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿嶋市中心市街地活性化計画区域について ・鹿嶋市中心市街地活性化の方向性について ・鹿嶋市の中心市街地活性化区域に求められる活性化施策 他
平成 30 年 1 月 18 日	第 5 回鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・宮中地区賑わい創出事業のコンセプトについて ・まちづくり法人設立計画書（草案）について ・鹿嶋市中心市街地活性化計画の活性化施策について 他
平成 30 年 3 月 22 日	第 6 回鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画の素案について 他
平成 30 年 5 月 17 日	第 7 回鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画の素案について 他
平成 30 年 10 月 30 日	第 8 回鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画の素案について 他
平成 31 年 3 月 11 日	第 9 回鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画の素案について 他
令和元年 5 月 13 日	第 10 回鹿嶋市中心市街地活性化基本計画調整委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画について 他

(3) 市議会における審議の内容

市議会に対しては、基本計画策定やまちづくり会社の設立等について適宜報告を行ってきた。基本計画素案についても、説明を行い意見を伺った。

表. 市議会における審議状況

平成 30 年 9 月 21 日	第 1 回宮中賑わい創出事業検討協議会
平成 30 年 10 月 26 日	第 2 回宮中賑わい創出事業検討協議会
平成 30 年 12 月 3 日	第 3 回宮中賑わい創出事業検討協議会
平成 31 年 1 月 22 日	第 4 回宮中賑わい創出事業検討協議会
平成 31 年 2 月 7 日	第 5 回宮中賑わい創出事業検討協議会

(4) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の実施

市民に対しては、中心市街地における施設整備について、説明と意見聴取を行ってきた。

表. 地域住民、民間事業者との協議状況

平成 30 年 7 月 10 日 ～8 月 3 日	平成 30 年度各地区市政懇談会（10 地区公民館で実施） ・市政全般及び市民交流（歴史資料）館について
平成 30 年 9 月 27 日	第 1 回市民交流（歴史資料）館に関する意見交換会（鹿島地区）
平成 30 年 10 月 3 日	第 1 回市民交流（歴史資料）館に関する意見交換会（大野地区）
平成 30 年 11 月 16 日	第 2 回市民交流（歴史資料）館に関する意見交換会（鹿島地区）
平成 30 年 11 月 20 日	第 2 回市民交流（歴史資料）館に関する意見交換会（大野地区）

(5) 基本計画に対するパブリックコメントの実施

題 名	「鹿嶋市中心市街地活性化基本計画（案）について」
公表期間	2019 年 6 月 10 日～2019 年 7 月 9 日
公表方法	インターネット（市ホームページ）及び市役所窓口での閲覧

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

中心市街地活性化基本計画策定にあたり、幅広い分野から活性化の基本的方向性等について意見を求め、地域の特性や住民の意向等を踏まえた検討を行うため、平成29年7月27日に「鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会」を設置した。なお、設置時点ではまちづくり会社が設立されていなかったため、法定協議会としての要件を満たさない「任意協議会」としての設立となった。平成30年4月のまちづくり会社設立後、同年5月15日をもって法定協議会に移行した。

(2) 構成員及び開催状況

表. 鹿嶋市中心市街地活性化協議会会員名簿（令和2年5月29日時点）

事業所名・団体名	役職	根拠法令	備考
(株)常陽銀行鹿島支店	支店長	第15条第8項	
鹿嶋市商工会	会長	第15条第1項	
JAなめがたしおさい	代表理事専務	第15条第8項	
大里駐車場	代表	第15条第4項	
鹿島灘漁業協同組合	代表理事組合長	第15条第8項	
新町区	区長	第15条第4項	
笹本石材(株)	代表	第15条第4項	
(株)鈴章	代表	第15条第4項	
鹿嶋市観光協会	会長	第15条第8項	
鹿島アントラーズFC	取締役事業部長	第15条第4項	
(株)コウケン	代表取締役	第15条第4項	
鹿島神宮	権宮司	第15条第8項	
(株)新仲家	代表取締役	第15条第4項	
仲町区	区長	第15条第4項	
角内区	区長	第15条第4項	
鹿嶋市	政策企画部長	第15条第4項	
まちづくり鹿嶋(株)	代表取締役	第15条第1項	
樹林	代表	第15条第4項	
鹿嶋神の道	代表	第15条第4項	
(独)中小企業基盤整備機構関東本部地域振興部		第15条第7項	オブザーバー
茨城県産業戦略部中小企業課	課長	第15条第7項	オブザーバー

図. 協議会の組織構成

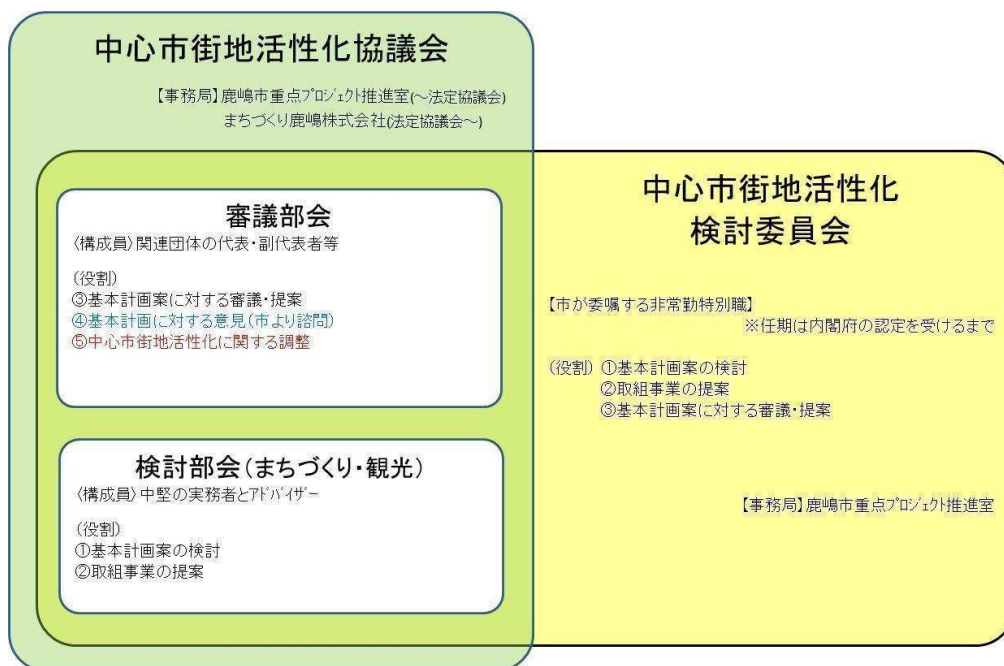


表. 部会の構成 (令和元年 12 月 26 日解散)

部会名	協議事項	構成員数
審議部会	中心市街地の活性化について	24 名
まちづくり部会	中心市街地活性化区域のまちづくり	10 名
観光部会	中心市街地活性化区域の観光振興	10 名
全体 (アドバイザー・オブザーバー)	専門的見地からの助言	4 名

表. 鹿嶋市中心市街地活性化協議会開催状況

年月日	内 容
平成 29 年 7 月 27 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会（全体会） ・役員選出 ・協議会設立について ・基本計画について ・講演会
平成 29 年 9 月 26 日	第 1 回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 1 回まちづくり部会・第 1 回観光部会 ・計画区域について ・中心市街地活性化の方向性について ・活性化のための施策について
平成 29 年 10 月 16 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 1 回審議部会 ・計画区域について ・中心市街地活性化の方向性について ・活性化のための施策について
平成 29 年 11 月 28 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 2 回まちづくり部会・第 2 回観光部会 ・宮中地区賑わい創出事業のコンセプトについて ・まちづくり法人の設立計画書（草案）について ・基本計画における導入施策（案）について
平成 29 年 12 月 26 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 2 回審議部会 ・宮中地区賑わい創出事業のコンセプトについて ・まちづくり法人の設立計画書（草案）について ・基本計画における導入施策（案）について
平成 30 年 1 月 30 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 3 回まちづくり部会・第 3 回観光部会 ・基本計画における導入施策の方向性について
平成 30 年 2 月 15 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 3 回審議部会 ・基本計画における導入施策の方向性について
平成 30 年 5 月 15 日	第 2 回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会（全体会） ・鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会の部会編成について ・鹿嶋市中心市街地活性化法定協議会への移行について ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画素案について
平成 30 年 11 月 8 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 4 回まちづくり部会・第 4 回観光部会（合同部会） ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画について ・内閣府協議結果
平成 30 年 11 月 15 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 4 回審議部会 ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画について ・内閣府協議結果
平成 31 年 2 月 26 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 5 回まちづくり部会・第 5 回観光部会（合同部会） ・宮中賑わい創出事業について ・交流館・歴史資料館複合施設の必要性について ・中心市街地活性化基本計画について
平成 31 年 2 月 28 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 5 回審議部会 ・宮中賑わい創出事業について ・交流館・歴史資料館複合施設の必要性について ・中心市街地活性化基本計画について
令和元年 5 月 9 日	第 3 回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会（全体会） ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画について
令和元年 7 月 17 日	第 4 回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会（全体会） ・パブリックコメントの意見について ・市への意見書（案）について
令和 2 年 5 月 29 日	第 1 回 鹿嶋市中心市街地活性化協議会 ・鹿嶋市中心市街地活性化協議会規約の改正について ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画の変更について

(3) まちづくり会社設立に向けた動向

①これまでの経緯

まちづくり会社設立に向けたこれまでの経緯は以下のとおりである。

表. まちづくり会社設立に向けた経緯

年月日	内 容
平成 29 年 10 月 31 日	まちづくり会社の設立について ・設立の目的等
平成 30 年 1 月 16 日	まちづくり会社の設立について ・設立準備会について ・資本金について ・設立までの流れについて
平成 30 年 3 月 1 日	まちづくり会社の設立について ・収益事業の在り方について ・会社の体制について ・事務所所在地について
平成 30 年 3 月 7 日	まちづくり会社の設立について ・設立登記について ・定款(案)について
平成 30 年 4 月 10 日	会社設立日
平成 30 年 5 月 15 日	まちづくり鹿嶋 (株) 設立披露パーティ

②「まちづくり会社」の概要

法 人 名 : まちづくり鹿嶋株式会社
発行可能株式総数 : 1,000 株
資 本 金 : 110 万円
設立時主要株主 : 鹿嶋市, 鹿島神宮, 鹿嶋市商工会, 鹿嶋市観光協会,
鹿島灘漁業協同組合, しおさい農業協同組合
設立時発起人 : 鹿嶋市長, 鹿島神宮代表役員, 鹿嶋市商工会会長,
鹿嶋市観光協会会長, 鹿島灘漁業協同組合代表理事,
しおさい農業協同組合代表理事
会 社 設 立 日 : 平成 30 年 4 月 10 日

③事業内容

1. 鹿嶋市の中心市街地におけるまちづくり, 都市計画, 観光開発並びに土地, 建物の有効利用に関する調査, 計画, 運営, 設計及びコンサルタント業務
2. 不動産の売買, 交換, 賃貸借及び仲介並びに所有, 管理, 運用
3. 各種イベント, セミナー, 講座の企画, 運営及びチケットの販売
4. 商店街, 商店の販売促進のための共同事業等, 商業振興を図るための企画, 運営, 指導, 調査, 制作及び情報提供
5. 駐車場, 公共施設, 公共交通, 民間施設, 福祉施設等の企画, 建設, 管理, 運営
6. 書籍, 印刷物の企画制作並びに出版及び販売
7. 旅行商品の企画, 催行, 運営, 旅行斡旋, 観光案内
8. 広告代理及び各種プロモーション業務
9. 飲食店業並びに日用雑貨品, たばこ, 酒類等の物品販売業
10. 土産物品, 食料品, 嗜好品の製造及び販売
11. 情報化通信技術を活用した事業者等の販売促進の企画及び運営並びに通信機器を利用した情報処理サービス及び情報提供サービス

- 1 2. 損害保険, 自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 1 3. 商店街振興組合, その他商店街活性化のための組織の一般事務処理, 文書作成等の受託
- 1 4. 警備業, 清掃業
- 1 5. 人材派遣
- 1 6. 動産のリース, 古物の販売
- 1 7. 住宅供給及び居住環境向上のための事業
- 1 8. 上記各号に付帯する一切の業務

(4) 基本計画の作成に際して協議会から提出された意見書

令和元年7月29日

鹿嶋市長 錦織 孝一 様

鹿嶋市中心市街地活性化協議会

会 長 大川 修一

鹿嶋市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

令和元年6月5日鹿重ブ第22号で、貴市より意見照会のありました「鹿嶋市中心市街地活性化基本計画（案）」について、中心市街地活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

1. はじめに

鹿嶋市の中心市街地は、東国三社に数えられる歴史ある鹿嶋神宮の門前町である宮中地区を中心として、広域から参拝者が集まるとともに、周辺住民の経済活動の場であり、公益的機能が集積するコンパクトな市街地として活況を呈しておりました。しかし、モータリゼーションの進展や公共施設、商業施設の流出により、中心市街地は衰退し、空き店舗や低未利用地が目立ち景観も損なわれる状況となってしまいました。

本協議会では、市が、鹿嶋神宮周辺に新たな賑わいを創出するため、鹿嶋市中心市街地活性化基本計画（案）を策定し、まちづくりに取り組む姿勢に敬意を表するところです。この基本計画（案）に関し、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを強力に推進していかなければ、賑わいの創出に繋がらないと考えております。

本協議会では、基本計画（案）策定に当たり、観光、まちづくり、商業、地域住民など多方面の構成員からの意見を集約し、協議を重ねてまいりました。基本計画の推進にあたり、鹿嶋市中心市街地活性化協議会の総意として以下の意見を取りまとめましたので、お取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

2. 協議会の意見

基本計画（案）について、協議の結果、本市の中心市街地活性化に寄与するものであり、概ね妥当であると判断しますが、基本計画の推進にあたりまして、次の事項について十分配慮いただき柔軟な対応をお願いします。

(1) 市民及び企業等への周知及び参画促進について

市では基本計画(案)の内容について市民等を対象とした説明会開催やパブリックコメントなどを実施しているが、基本計画の推進に際しましては、関係者のみならず、市民等の理解と協力を得て、一体的に取り組んでいく必要があります。つきましては、基本計画の内容や施策の周知を徹底していただき、市民・事業者・企業等のまちづくりへの参画促進を図られるよう望みます。

(2) 中心市街地活性化基本計画の目標達成のための各事業の推進

市では、本計画の将来目標を「鹿島神宮門前エリアをまちのにぎわいと暮らしの中心に」と定めて各事業を展開する内容であります。目標を達成するための主要事業の推進については、計画区域内の住民の理解と協力を丁寧な求め、一連の取組を計画的に進めることをお願いします。

(3) 歴史資料館・交流館複合施設整備促進

本協議会では、歴史資料館・交流館の複合施設を中心市街地活性化のための核となる施設として、その整備に賛成する方向で意見がまとまりましたが、施設計画に際しては、市民の意見が反映された利用したくなる施設となるようご高配を頂き、できるだけ早く完成できますようお願いいたします。

(4) 事業計画の進捗状況、成果の報告について

事業計画の進捗状況、成果等については、本協議会に適宜ご報告いただくとともに、必要に応じて事業の見直しを図るなど、今後とも継続して協議を行い、計画の着実な推進を図られるようお願いいたします。

(5) 民間事業者支援について

活性化を促進させるためには民間事業者の取組が不可欠です。本計画の施策には、民間事業者のための支援事業がありますが、事業者が立ち上がろうとするための機会を与えるものでありますので、支援策がスピード感を持ってスムーズに利用できますよう対応をお願いします。

(6) 目標値達成のための施策の実現について

目標指標として、新規出店数、平休日平均歩行者通行量があり、目標値を達成するためのそれぞれの取組が設定されておりますが、さらなる賑わいの創出を図るためには、目標値以上の数値を実現する必要があると思われまますので、本協議会と協働で事業を強く推進されますようお願いいたします。

(7) まちづくりを实践する人材の育成について

将来に亘って中心市街地活性化を推進するためには、ひとり一人がまちづくりの担い手となることが重要です。まちづくりを实践する人材の育成とまちづくりを進める体制の構築にご支援をお願いします。

(8) 長期的な視点によるまちづくりの推進について

本計画の事業期間は、5年4か月であります。計画に掲載された38事業だけにとどまらない資源活用が必要です。

若者の郷土愛を育み、「将来帰りたくなるまち」になるよう10年先、その先を見据えた長期的な視点で継続的なまちづくりの推進をお願いします。

3. まとめ

現在、鹿島神宮には、茨城県の観光動態調査では年間130万人の観光客が訪れておりますが、鹿島神宮周辺の商店街ではその受入れが未熟であると思われます。市民及び観光客が門前町を回遊し、賑わいの創出のために基本計画があるものと判断しております。

まちづくりは人づくりと言われます。市民ニーズを十分聞き入れながら賑わいがあり、居心地の良い空間としての中心市街地づくりに努力したいと思っております。

市におかれましては、鹿嶋市中心市街地活性化協議会の受け持つ役割の重要性をご理解いただき、今後の具体的事業の推進をお願い申し上げます。

(5) 協議会の規約

(名称)

第1条 本会は、鹿嶋市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、鹿嶋市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、鹿嶋市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画の必要な事項を協議するとともに、中心市街地の活性化のために民間事業者が作成する計画の実施に関し、情報を共有し、鹿嶋市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関する事項

ア 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

イ 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換

ウ 中心市街地活性化のための勉強会、研修

エ 協議会の会員、市民及び市内観光者等への情報発信

オ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 鹿嶋市が策定する中心市街地活性化基本計画に関する意見具申、協議及び提案

(3) その他、中心市街地の活性化に関すること

(協議会会員の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 中心市街地活性化法第15条第1項及び第2項に該当する者

(2) 中心市街地活性化法第15条第4項各号に規定する者

(3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第2号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(退会)

第4条の2 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

(除名)

第4条の3 会員が協議会の名誉を棄損し、又は協議会の目的に反する行為をしたときは、総会において4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(オブザーバー)

第5条 協議会の活動に関わる法令等の指導・助言を得るために、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- 2 会長及び副会長は、会員の互選により選任する。
- 3 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- (1) 会議は、会員をもって構成する。
 - (2) 会議は、会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
 - (3) 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - (4) 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 協議会の活動を円滑に推進するため、協議会に運営委員会を置くことができる。運営委員会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務及び会計を処理するために、まちづくり鹿嶋株式会社に事務局を置く。

(解散)

第9条 会議の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(規約の廃止)

第10条 本規約は、第9条の解散をもって廃止する。

附 則

- 1 本規約は、平成29年7月27日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
- 3 部会が解散する際に、観光部会及びまちづくり部会の構成員となる会員は、中心市街地活性化基本計画に関する意見具申、協議及び提案等の役割が終了し、退会するものとする。
- 4 本協議会は、中心市街地活性化法第15条第1項の組織設立要件が整った時点(まちづくり会社等が設立され、本協議会の会員となった時)で本規約の一部を改正し、同法に規定する協議会に移行するものとする。
- 5 前項の規定により、本協議会は平成30年5月15日を以って法定協議会に移行する。
- 6 本規約の改正は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

本規約の改正は、令和2年6月1日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的な現状分析，ニーズ把握に基づく効果の高い事業推進

① 統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 鹿嶋市民のニーズ等の把握・分析」の欄に統計的データによる客観的な把握・分析を記載。

② 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 鹿嶋市民のニーズ等の把握・分析」の欄に，市民アンケートに基づく把握・分析を記載。

③ 前計画に基づく取り組みの把握・分析

本計画は新規計画であるが，関連する計画の把握に努めた。

(2) 多様な主体の関与を促す持続的な検討の場づくり

中心市街地活性化の主役は，本来市民や企業など民間であることが再認識されており，近年行政はその支援を行う立場に移行しつつある。

民間主導のまちづくりに移行していくにあたり，時代の変化を見通し，迅速かつ機動的にリスクをとって事業推進の中心的役割を担う人材の登用・育成が課題となっている。今後は中心市街地のエリアマネジメント，観光まちづくりの総合調整の役割を担う新たな組織づくりに向けた検討を進めていく。

基本計画に対するパブリックコメントを2019年6月10日から2019年7月9日まで行い，10人から79件の意見をいただいた。